

大阪府泉州ブロック福祉有償運送 提出書類一覧(R7.3.7時点)

変更

変更内容	提出書類	備考	市町	協議会 案件	協議会へ の出席
法人の名称、住所、代表者の氏名	☐		○	×	×
運送の種別(減少)	☐		○	×	×
運送の区域(減少)	☐		○	×	×
事務所の名称及び位置	☐ 運輸支局に提出した写し		○	×	×
旅客の範囲(減少)	☐		○	×	×
車両数、車両種類の変更	☐		○	×	×
旅客の範囲(追加・変更) (減少する場合を除く)	☐ 様式2-3 ☐ 参考様式ハ ☐ 自家用有償旅客運送者登録証(写)		○	○	○
セダン車の追加	☐ 様式2-4 ☐ 参考様式イ ☐ 自動車検査証(写)※1 ☐ 参考様式ハ ☐ 様式4 ☐ 講習修了を証する書類(写)※2 ☐ 保険証書等(写) ☐ セダン車誓約書 ☐ 持込み自動車の契約書(写)※3 ☐ 車両写真(前・後・左・右) ☐ 任意保険に係る宣誓書※4	※1 用途欄が「貨物」の場合、理由を確認される可能性あり。 ※2 介護福祉士登録証(写)、セダン運転者講習修了証等も必要。 ※3 持ち込み車両でなければ不要。 ※4 保険証書等(写)が添付できない場合必要。	○	○	○
対価の変更	☐ 変更申請書 ☐ 対価一覧	※ 大阪運輸支局への申請不要	○	○	×
運転者の追加	☐ 変更申請書 ☐ 様式4 ☐ 運転免許証(表裏)(写) ☐ 運転記録証明書※1 ☐ 講習修了を証する書類(写)※2 ☐ 適性診断票(写)※3	※1 泉州は優良運転者でも必要。 ※2 2種免許所持者は不要。セダン車を配置している場合、介護福祉士登録証(写)等も必要。 ※3 原則不要だが、重大な事故を起こしている場合等は求める可能性あり。 ※ 大阪運輸支局への申請不要	○	○	×
運行管理体制変更(運行管理責任者変更なし)	☐ 変更報告書 ☐ 様式7 ☐ 運行管理マニュアル		○	×	×
運行管理体制変更(運行管理責任者変更あり)	☐ 変更報告書 ☐ 様式6 ☐ 様式7 ☐ 運行管理マニュアル ☐ 運行管理者資格証等(写)※	※ 車両を5両以上配置している事業所に限る。	○	×	×
区域の拡大・変更 (減少する場合を除く)	☐ 様式2-3 ☐ 参考様式イ ☐ 自動車検査証(写) ☐ 参考様式ハ ☐ 様式6 ☐ 様式7 ☐ 自家用有償旅客運送者登録証(写) ☐ 持込み自動車の契約書(写)※	※ 持ち込み車両でなければ不要。 ※ R5第1回協議会にて、泉州ブロックにおいては泉州ブロック内すべての市町を運送区域に含めることになり、それに伴う協議会への変更申請の必要なしと取り決められたため、協議会案件から省く。法人は、直接大阪運輸支局に変更登録の申請をする。その際、「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」(様式第2-5号)の提出は不要。(大阪運輸支局と調整済み)	○	×	×